

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令案

#### 要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百五十一号）について、令和二年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。（第一条関係）

第二 平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）について、令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第二条関係）

第三 この政令は、令和二年四月一日から施行すること。（附則関係）